入 札 条 件

1　入札額について

入札書には、２に示す種別ごとに稼働時間１時間当たりの単価を記載するものとする。

（注：入札説明書に添付した入札書書式例を参照すること。）

2　業務種別

種　別
トラクタショベル
作業員
トラック（運搬排雪用）

（参考）１時間当たりの単価

「１時間当たりの単価」とは、次の時間帯の平均の単価とする。

①昼間　午前８時から午後５時

②夜間　午後８時から午前５時

③昼間時間外及び夜間時間外　午後５時から午後８時、午前５時から午前８時

＜計算式＞

「１時間当たりの単価」＝（①×９＋②×９＋③×６）÷２４

3　落札者の決定について

稼働時間１時間当たりの単価をすべて会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総価が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 契約額について

(1)　各業務の１時間当たりの単価契約とする。

(2)　契約額は落札した入札単価に消費税相当額を加算して得た額とする。

(3)　上記(2)で算出した額に１円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。